

よくある質問

質問内容	回答
Q1 土地の一部を占有して使いたいのですが、可能でしょうか。	土地の分割など、利用方法については、詳細を確認のうえ判断しています。まずは当方にご相談下さい。
Q2 当該用地のうち使用しない部分の管理は県でお願いできますか。	使用しない部分も管理してください。
Q3 電気や通信、上水道、下水道等の引き込みは可能でしょうか。	可能です。各管理者と調整の上、占有者の負担で設置することとなります。なお、電線等については、工事期間など一時的な場合を除き、海側幹線側道部の上空を横断することは認めておりません。
Q4 敷地内の樹木は撤去、処分してもよいでしょうか。	樹木が支障となる場合は、敷地内での移設が基本となります。移設の際は、当方にご相談下さい。
Q5 敷地内に地下埋設管はありますか。	あります。地下埋設管の位置等については必ず各管理者に確認して下さい。
Q6 道路標識や交通感知器が支障となる場合は、移設再利用と考えるとよろしいでしょうか。	既設の道路標識等が支障となる場合は、本県及び警察と協議して移設して下さい。
Q7 敷地内を横断する水路を蓋かけし、行き来をすることは可能でしょうか。	横断水路の管理者である地元生産組合に相談してください。
Q8 利用後はどのような形で返還すればよいでしょうか。	原則、原形復旧としますが、本県が合理的な状態での返還を求めることもあります。
Q9 敷地内の除草はどの程度行えばよいでしょうか。	現状では年2回実施しており、それ以上の頻度での除草してください。
Q10 海側幹線に消雪設備がありますが、敷地内の消雪にも使用できますか。	できません。敷地内の積雪対策は占有者で対応して下さい。
Q11 太陽光発電施設は、関係法令の改正により、平成25年より占有対象物件として追加されましたが、対象となりますか。	対象となります。ただし、地域のまちづくりや活性化に資する利用が本募集の趣旨であり、そのための工夫を求めます。また、反射しにくいパネルの採用や植栽等による目隠し修景など、沿道利用者の交通安全を確保するとともに、景観への配慮のため、金沢市の景観形成基準を遵守する必要があります。規模等によっては、金沢市への届出も必要となります。
Q12 占有料は、営業開始時点から発生するのでしょうか。	占有料は道路占有を許可した時点から発生します。
Q13 建物等の撤去は占有期間終了後に行えばよいのでしょうか。	占有期間終了までの撤去が必要です。
Q14 工事着手はいつから可能でしょうか。	道路占有許可後となります。また、建築確認や地区計画等、道路占有以外の諸手続についても支障のないよう対応してください。
Q15 ボーリング調査など、現地での作業は占有許可前にできるのでしょうか。	当該用地の利用予定者に決定した事業者であれば可能です。ただし、事前に当該用地の使用許可願いを書面で提出し、許可を受ける必要があります。